

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

事業の目的	介護予防状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とします。									
運営の方針	1、介護予防状態の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練、その他必要な援助を行います。 2、実施に当たっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。									
事業所の名称等	名称	すこやかえがおの湯								
	所在地	東京都江東区北砂7丁目1番25号 エスタプロマサキビル3階								
職員の職種、員数、および職務内容		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		1単位目
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤		3名			2名	3名			
	非常勤							2名		
	常勤		3名			2名	3名			2単位目
	非常勤			3名		1名		2名		3単位目
営業日	月～土曜日（ただし12月30日から1月3日までを除く。）									
営業時間	午前8時00分～午後6時00分（サービス提供時間、1単位目 9:15～10:45 2単位目・3単位目 13:20～16:25）									
利用定員	江東区基準サービスAの定員15名									
介護予防・日常生活支援総合事業の提供方法、内容	サービスは本人が自分で選択し行うことを基本とします。 利用者が選定した下記のサービスを提供します。 1、機能訓練に関する事。 2、アクティビティに関する事。 3、送迎に関する事。（ポイント送迎） 4、入浴に関する事 5、相談・助言に関する事。									
地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者との連携等	1、サービスの提供に当たっては、地域包括支援センター、ケアマネジャーおよび他の関連する事業者との連携を密にして、利用者の心身状況、その置かれた環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況を把握し、生活状況に変化等があった場合、連絡対応します。 2、正当な理由なくサービスの提供は拒みませんが、他の利用者の指定通所介護・介護予防通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業提供に支障を来す等、サービス提供が困難と認めた場合、担当ケアマネジャー等と連携して必要な措置を講ずる場合があります。									
個別援助計画の作成等	1、サービス提供にあたり、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別援助計画を作成します。 2、介護予防・日常生活支援総合事業における計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し十分説明し同意を得て、個別援助計画に基づいてサービスを提供し、継続的なサービスの管理・評価を行います。									
サービスの提供記録の記載	サービスを提供した場合は、その提供日・内容等必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書（連絡ノート）に記載します。									
利用料等およびその支払い方法	1、介護予防・日常生活支援総合事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の1割、2割もしくは3割です。その他介護保険給付対象外サービスの利用料として、教養娯楽クラブ活動費等がかかります。その金額については、別紙『ご利用のしおり』の通りです。 2、利用料は利用月の翌月10日過ぎにご請求しますので、下記のいずれかの方法で請求月内にお支払いください。 ①金融機関からの自動振替 ②郵便局からの現金振り替え ③現金持参									
キャンセル料	当日8時まで、午後利用の方は12時までにご連絡をいただいた場合、なし。以降、介護保険自己負担相当額のキャンセル料がかかります。									
事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、江東区です。									
契約書の作成	介護介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に当たって、事業内容の詳細を本書および契約書にて説明し、同意を得た上で署名を受けます。									
緊急時の対応方法	1、利用中に利用者の症状等の急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかにご家族・主治医に連絡するとともに、必要であれば救急要請をして対応します。 2、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を行います。 また、非常災害に備えるため、消防計画に基づいた避難訓練等を行います。									
衛生管理と従業者の研修	1、備品等は清潔に保持し、衛生管理に十分留意します。 2、従事職員に感染症等に関する基礎知識習得のための必要な研修を実施します。									
サービス利用の留意事項	1、機械トレーニングを行う場合は、必ず職員の説明に従い適切な使用を促します。 2、体調によっては利用者によるその旨説明し、中止を促す等の安全指導をします。（利用者は体調不良時は事前にその旨を伝えることとする）									
苦情処理	苦情受け付けは、管理責任者・坂本 愛（電話、03-6666-2165）日曜休み 江東区「江東区介護保険課在宅支援係」（電話、03-3647-4319）土・日曜・祝日休み 東京都国民健康保険団体連合会（電話、03-6238-0177）土・日曜・祝日休み 苦情に対しては迅速かつ適切に対応し、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者およびご家族に説明します。									
事故発生時の対応	1、利用者に対する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに江東区、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 2、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。 3、利用者による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。									
その他留意事項	1、サービスの質向上のため、随時従業者の研修を行うとともに業務態勢を整備します。 2、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密は保持します。 また従業者には退職後もこれらの秘密を保持すべき旨の雇用契約を結びます。 3、サービス提供により、利用者による賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。									

地域密着型通所介護 重要事項説明書

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護・介護予防通所介護を提供することを目的とします。									
運営の方針	<p>1. 要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練、その他必要な援助を行います。</p> <p>2. 実施に当たっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。</p>									
事業所の名称等	名称	すこやかえがおの湯								
	所在地	東京都江東区北砂7丁目1番25号 エスタブロマサキビル3階								
職員の職種、員数、および職務内容		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		1 単位目
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤		3名			2名	3名			
	非常勤							2名		
	常勤		3名			2名	3名			2 単位目
	非常勤			3名		1名		2名		3 単位目
営業日	月～土曜日（ただし12月30日から1月3日までを除く。）									
営業時間	午前8時00分～午後6時00分（サービス提供時間、1単位目9:15～10:45、2単位目・3単位目13:20～16:25）									
利用定員	1 単位目 江東区基準サービスAの定員15名、2 単位目・3 単位目 介護給付の定員 18名。									
通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の提供方法、内容	<p>サービスは本人が自分で選択し行うことを基本とします。</p> <p>利用者が選定した下記のサービスを提供します。</p> <p>1. 身体介護に関すること 2. 入浴に関すること 3. 機能訓練に関すること 4. アクティビティに関すること 5. 送迎に関すること 6. 相談・助言に関すること。</p>									
地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業者との連携等	<p>1. サービスの提供に当たっては、地域包括支援センター、ケアマネジャーおよび他の関連する事業者との連携を密にし、利用者の心身状況、その置かれた環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況を把握し、生活状況に変化等のあった場合、連絡対応します。</p> <p>2. 正当な理由なくサービスの提供は拒みませんが、他の利用者の地域密着型通所介護の提供に支障を来す等、サービス提供が困難と認めた場合、担当ケアマネジャー等と連携して必要な措置を講ずる場合があります。</p>									
個別援助計画の作成等	<p>1. サービス提供にあたり、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別援助計画を作成します。</p> <p>2. 地域密着型通所介護における計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し十分説明し同意を得て、個別援助計画に基づいてサービスを提供し、継続的なサービスの管理・評価を行います。</p>									
サービスの提供記録の記載	サービスを提供した場合は、その提供日・内容等必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書（連絡ノート）に記載します。									
利用料等およびその支払い方法	<p>1. 地域密着型通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の1割、2割または3割（負担割合による）です。その他介護保険給付対象外サービスの利用料として、教養娯楽クラブ活動費等がかかります。その金額については、別紙『ご利用のしおり』の通りです。</p> <p>2. 利用料は利用月の翌月10日過ぎにご請求しますので、下記のいずれかの方法で請求月内にお支払いください。 ①金融機関からの自動振替 ②郵便局からの現金振り替え ③現金持参</p>									
キャンセル料	<p>1. 8時までに連絡をいただいた場合＝なし 以降、介護保険自己負担相当額（1 単位目）</p> <p>2. 12までに連絡をいただいた場合＝なし 以降、介護保険自己負担相当額（2 単位目・3 単位目）</p>									
事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、江東区です。									
契約書の作成	地域密着型通所介護の提供開始に当たって、事業内容の詳細を本書および契約書にて説明し、同意を得た上で署名を受けます。									
緊急時の対応方法	<p>1. 利用中に利用者の症状等の急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかにご家族・主治医に連絡するとともに、必要であれば救急要請をして対応します。</p> <p>2. 天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を行います。 また、非常災害に備えるため、消防計画に基づいた避難訓練等を行います。</p>									
衛生管理と従業者の研修	<p>1. 備品等は清潔に保持し、衛生管理に十分留意します。</p> <p>2. 従事職員に感染症等に関する基礎知識習得のための必要な研修を実施します。</p>									
サービス利用の留意事項	<p>1. 利用者が入浴する場合は必ず職員が介助し、機能訓練を実施する場合も職員の立会いで実施します。</p> <p>2. 体調によっては利用者によるその旨説明し、中止を促す等の安全指導をします。 (利用者は体調不良時は事前にその旨を伝えることとします。)</p>									
運営推進会議について	<p>1. 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。</p> <p>2. 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。</p> <p>3. 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は江東区の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上会議を開催します。</p> <p>4. 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能なかぎりご出席いただきますようお願いいたします。</p>									
苦情処理	<p>苦情受け付けは、管理責任者・坂本 愛（電話、03-6666-2165）日曜休み 江東区「江東区介護保険課在宅支援係」（電話、03-3647-4319）土・日曜・祝日休み 東京都国民健康保険団体連合会（電話、03-6238-0177）土・日曜・祝日休み</p> <p>苦情に対しては迅速かつ適切に対応し、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者およびご家族に説明します。</p>									
その他留意事項	<p>1. サービスの質向上のため、随時従業者の研修を行うとともに業務態勢を整備します。</p> <p>2. 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密は保持します。 また従業者には退職後もこれらの秘密を保持すべき旨の雇用契約を結びます。</p> <p>3. サービス提供により、利用者による賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>4. 当事業所は、利用者ごとの活動記録等必要な書類を整備します。</p>									